

安全設備規則

規則

2010 年 第 1 回 一部改正

2010 年 4 月 15 日 規則 第 15 号

2010 年 2 月 5 日 技術委員会 審議

2010 年 2 月 23 日 理事会 承認

2010 年 4 月 5 日 国土交通大臣 認可

2010 年 4 月 15 日 規則第 15 号
安全設備規則の一部を改正する規則

「安全設備規則」の一部を次のように改正する。

改正その 1

2 編 検査

1 章 通則

1.1 一般

1.1.3 検査の実施及び時期

-5.を次のように改める。

-5. 臨時検査

臨時検査は登録検査，年次検査，中間検査及び定期検査の時期以外のいずれかに該当するときに行う。

- (1) 船舶に固定して施設される救命設備及び航海設備に係る物件で船舶に固定して施設されるものに関し，検査を受けた事項につき船舶の堪航性又は人命の安全の保持に影響を及ぼすおそれのある変更を生じる改造又は修理を行うとき。また，登録事項の内容を変更する必要がある場合については，上記規定によるほか，2.3 によらなければならない。
- (2) (省略)
- (3) (省略)

附 則（改正その 1）

1. この規則は，2010 年 4 月 15 日（以下，「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に改造の契約を行った船舶については，この規則による規定にかかわらず，なお従前の例によることができる。

2 編 検 査

1 章 通 則

1.1 一般

1.1.6 の表題を次のように改める。

1.1.6 検査の項目，範囲及び程度の変更並びに一部省略

-2.を次のように改める。

-2. 定期的検査の項目，範囲及び程度の変更

定期的検査では，船舶~~或~~あるいは機関の大きさ，用途，構造，船齢，経歴，前回の検査の成績及び現状に応じて本会が適当と認める場合は，検査の項目，範囲及び程度を適当に変更することがある。

附 則（改正その2）

1. この規則は，2010 年 4 月 15 日（以下，「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に申込みのあった検査については，この規則による規定にかかわらず，なお従前の例によることができる。

2 編 検 査

2 章 登録検査

2.1 製造中登録検査

2.1.3 を次のように改める。

2.1.3 工事の検査

-1. 安全設備関係工事の立会の時期は次のとおりとする。ただし、製造中の設備、技術及び品質管理の実状に応じて立会の時期を増減することがある。

((1)から(10)は省略)

-2. 前-1.に掲げる試験の実施にあたり、検査申込者は、試験方案を作成し、事前に本会の確認を受けなければならない。また、必要に応じて試験成績書又は計測記録を提出しなければならない。

2.1.5 船上に保持すべき図面等

-4.として次の1項を加える。

-4. 製造中登録検査の完了に際しては、次に掲げる機器について、検査又は検定に合格しているものであることを示す証明書（有効期限がある証明書については、登録検査時に有効であること）が船舶に備えられていることを確認する。

(1) 救命艇、救助艇、救命いかだ（エンジン等の付属品を含む）及び海上脱出装置

(2) 前(1)に関する進水装置及び揚収装置

(3) 救命艇及び救命いかだの乗艇装置

(4) 双方向無線電話装置

(5) レーダー・トランスポンダー

(6) 信号紅炎及び救命索発射器

(7) 救命浮環（自己点灯及び自己発煙信号を含む）

(8) 救命胴衣

(9) イマーシヨンスーツ

(10) 耐暴露服

(11) 航海灯

(12) 形象物

(13) 音響信号装置（汽笛、号鐘及びどら）

(14) 磁気コンパス

(15) ジャイロコンパス（レピータ装置を含む）

(16) 電子海図情報表示装置（ECDIS）

- (17) 衛星航法装置
- (18) 音響受信装置
- (19) 昼間信号灯
- (20) 音響測深機
- (21) レーダー反射器
- (22) 電子プロットイング装置 (EPA)
- (23) 自動物標追跡装置 (ATA)
- (24) 自動衝突予防援助装置 (ARPA)
- (25) 船速距離計
- (26) 船首方位伝達装置
- (27) 自動船舶識別装置
- (28) 舵角指示器
- (29) プロペラ回転数指示器
- (30) 推力指示器
- (31) 回頭角速度計
- (32) 船首方位制御装置又は航路制御装置
- (33) 航海情報記録装置
- (34) 水先人用移乗設備

附 則（改正その3）

1. この規則は、2010年7月1日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に建造契約*が行われた船舶にあっては、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。
* 建造契約とは、最新の IACS Procedural Requirement (PR) No.29 に定義されたものをいう。

IACS PR No.29 (Rev.0, July 2009)

英文（正）

1. The date of “contract for construction” of a vessel is the date on which the contract to build the vessel is signed between the prospective owner and the shipbuilder. This date and the construction numbers (i.e. hull numbers) of all the vessels included in the contract are to be declared to the classification society by the party applying for the assignment of class to a newbuilding.
2. The date of “contract for construction” of a series of vessels, including specified optional vessels for which the option is ultimately exercised, is the date on which the contract to build the series is signed between the prospective owner and the shipbuilder. For the purpose of this Procedural Requirement, vessels built under a single contract for construction are considered a “series of vessels” if they are built to the same approved plans for classification purposes. However, vessels within a series may have design alterations from the original design provided:
 - (1) such alterations do not affect matters related to classification, or
 - (2) If the alterations are subject to classification requirements, these alterations are to comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are contracted between the prospective owner and the shipbuilder or, in the absence of the alteration contract, comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are submitted to the Society for approval.The optional vessels will be considered part of the same series of vessels if the option is exercised not later than 1 year after the contract to build the series was signed.
3. If a contract for construction is later amended to include additional vessels or additional options, the date of “contract for construction” for such vessels is the date on which the amendment to the contract, is signed between the prospective owner and the shipbuilder. The amendment to the contract is to be considered as a “new contract” to which 1. and 2. above apply.
4. If a contract for construction is amended to change the ship type, the date of “contract for construction” of this modified vessel, or vessels, is the date on which revised contract or new contract is signed between the Owner, or Owners, and the shipbuilder.

Note:

This Procedural Requirement applies from 1 July 2009.

仮訳

1. 船舶の「建造契約日」とは、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。なお、この契約日及び契約を交わす全ての船舶の建造番号（船番等）は、新造船に対し船級登録を申込む者によって、船級協会に申告されなければならない。
2. オプションの行使権が契約書に明示されている場合、オプション行使によるシリーズ船の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。本 Procedural Requirement の適用において、1つの建造契約書に基づく船舶が同一の承認図面によって建造される場合は、シリーズ船と見なす。しかしながら、以下の条件を満たす設計変更にあっては、シリーズ船は原設計から設計変更を行うことができる。
 - (1) 設計変更が船級要件に影響を及ぼさない、又は、
 - (2) 設計変更が船級規則の対象となる場合、当該変更が予定所有者と造船所との間で契約された日に有効な船級規則に適合している、又は設計変更の契約が無い場合は承認のために図面が船級協会に提出された日に有効な船級規則に適合している。オプションによる建造予定船は、シリーズ船の建造契約が結ばれてから1年以内にオプションが行使される場合、シリーズ船として扱われる。
3. 建造契約の後に追加の建造船又は追加のオプションを含める契約の変更がなされた場合、建造契約日は予定所有者と造船所との間で契約変更がなされた日をいう。この契約変更は前 1. 及び 2. に対して、「新しい契約」として扱わなければならない。
4. 船舶の種類の変更による建造契約の変更があった場合、改造された船舶の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で契約変更又は新規契約のサインが交わされた日をいう。

備考：

1. 本 PR は、2009年7月1日から適用する。

3 編 救命設備

2 章 救命設備

2.1 個人用救命設備 (SOLAS Chapter III Reg. 7, Reg. 32)

2.1.2 救命胴衣 (SOLAS Chapter III Reg. 7.2, Reg. 32.2.2, Reg. 32.2.3)

-1.を次のように改める。

- 1. すべての乗船者に対して **3.3.1** 又は **3.3.2** に規定する救命胴衣を備えなければならない。
- (1) 旅客の数の少なくとも 10%に相当する数又は各子供~~4人~~につき 1 個として必要な数のいずれか大きい方の数の~~4人~~子供用救命胴衣を備えなければならない。
- (2) 当直員のため及び離れた位置にある救命艇及び救命いかだの乗艇場所等において使用するために、十分な数の救命胴衣を備えること。当直員のために備える救命胴衣は、船橋、機関制御室等、その他当直員が配置されている場所に積付けなければならない。
- (3) 搭載された大人用救命胴衣が、体重 140kg 及び胸囲 1750mm の人にまで適合するよう設計されていない場合には、そのような乗船者が着用できるように、十分な数の適当な付属品を備えなければならない。

附 則 (改正その 4)

- 1. この規則は、2010 年 7 月 1 日から施行する。

3 編 救命設備

3 章 救命設備の要件

3.1 救命設備の一般要件（LSA コード 1.2）

3.1.1 一般

-1.を次のように改める。

-1. この章に規定するすべての救命設備は、原則として次の要件を満たさなければならない。

((1)及び(2)は省略)

(3) 積付けられた状態で、 -30°C から 65°C までの範囲の周囲温度において損傷~~しないこと~~
~~を~~せず、また個人用救命設備にあっては別段の規定がある場合を除き、 -15°C から
 40°C までの範囲の外気温度において使用できること。

((4)から(6)は省略)

(7) 探知を容易にするものにあつては、すべての部分がインターナショナルオレンジ、
赤みがかった明るい橙色、または同等の極めて見やすい色のものであること。

((8)から(12)は省略)

3.2 救命浮環（LSA コード 2.1）

3.2.1 を次のように改める。

3.2.1 救命浮環の一般要件

救命浮環は、次の要件を満たさなければならない。

((1)から(6)は省略)

(7) 自己発煙信号及び自己点火灯のために備える急速離脱装置を作動しようとする場合には、救命浮環の質量は急速離脱装置を作動させるために十分な質量のものであること4kg 以上とすること。

((8)は省略)

3.2.3 救命浮環の自己発煙信号

(6)として次の 1 号を加える。

(6) 質量が 4kg 以下の救命浮環に対して取付けられた自己発煙信号及び関連する自己

点火灯を作動させる急速離脱装置を備えること。

3.3 救命胴衣 (LSA コード 2.2)

3.3.1 を次のように改める。

3.3.1 救命胴衣の一般要件

-1. 救命胴衣は、2 秒間火炎に完全におおわれた後にも、燃え続けず、また、溶け続けないものでなければならない。

-2. 大人用及び子供用救命胴衣は、表 3.1 に掲げるサイズであり、身長及び/又は体重を記載すること。救命胴衣が 2 つのサイズの要件を完全に満足するものであれば、両方のサイズを記載しても良い。ただし、その場合には両方のサイズの規定を満足すること。

表 3.1 救命胴衣のサイズ規定

救命胴衣の表示	子供	大人
着用者の体格: 体重 身長	<u>15kg 以上 43kg 未満</u> <u>100cm 以上 155cm 未満</u>	<u>43kg 以上</u> <u>155cm 以上</u>

-3. 大人用救命胴衣が、体重 140kg 及び胸囲 1750mm の人にまで適合するよう設計されていない場合には、そのような乗船者が着用できるように、適当な付属品を備えること。

-4. 救命胴衣の水中性能は、適当なサイズの標準的な基準救命胴衣、例えば IMO 決議 MSC.81(70)に適合する標準参考胴衣（以下、「RTD」という。）の性能と比較することで評価しなければならない。

~~-5.~~ 大人用救命胴衣は、次の要件を満たさなければならない。

(1)から(2)は省略)

(3) 1 つの着用方法が明確であり、~~るか、表裏逆に着用できるものであること。できる限り誤った方法によって着用できないものであること。また、誤った方法で着用した場合にも、着用者を負傷させることのないものであること。~~

(4) 救命胴衣を着用者に固定する方法は、ひもを結ぶような作業を必要としない迅速かつ確実に閉鎖する手段でなければならない。

~~(45)~~ 着用して快適であること。

~~(56)~~ 着用者が、負傷することなく、また、救命胴衣及び取付け物のずれ又は損傷なしに、救命胴衣に掴まった状態で少なくとも 4.5m の高所から水中に飛び込みができること、~~と、~~両腕を頭上で組んだ状態で少なくとも 1m の高所から水中に飛び込むことができること。

~~-36.~~ 大人用救命胴衣は、最低 12 人について試験を行い、次の要件を満たすように、~~静~~穏な淡水中で十分な浮力及び安定性がなければならない。

(1) 極度の疲労状態又は無意識状態にある者の体を垂直より後方に ~~20° 以上傾け、その口を水面から、大人用 RTD の試験平均値を下回らない平均の高さで 120mm 以上持ち上げることができること。~~

(2) 水中において無意識状態にある者の体をいかなる顔を下に向けた姿勢からも ~~RTD の平均値を超えない平均時間 5 秒以内にその口が水面上にあるような姿勢にでき~~

ること。

(3) 着用者の胴体を RTD の平均値から 5° を下回らない角度で垂直から後方に傾けることができること。

(4) 着用者の頭を RTD の平均値から 5° を下回らない角度で水上に持ち上げることができること。

(5) 着用者が屈曲した姿勢で浮かんでいるとき、不安定になった後に安定して顔を上に向ける姿勢に戻すことができること。

~~-47.~~ 大人用救命胴衣は、その着用者が短い距離を泳ぐことができ、かつ、救命艇及び救命いかだに乘込むことができなければならない。

~~-58.~~ ~~小児~~子供用救命胴衣は、次の要件を除き、大人用の救命胴衣と同じ性能を有していなければならない。

(1) ~~小児~~子供に対して、着用の補助をすること。

(2) 大人用 RTD の代わりに適当な子供用 RTD を用いること。~~極度の疲労状態又は無意識状態にある着用者の口を水面から着用者の大きさにふさわしい距離だけ持ち上げること。~~

(3) 救命艇及び救命いかだへの乗り込みを補助して差し支えない。ただし、着用者の機動性は著しく適当なサイズの RTD を着用した場合に比べ低下させてはならないこと。

~~-69.~~ **3.1.1-1.(10)**の規定により要求される標示に加え、~~小児~~子供用救命胴衣には次の項目を標示しなければならない。

(1) ~~身長及び体重~~**2.**に規定するサイズの範囲

(2) IMO 決議 A.760(18)に示されるような~~小児~~子供用救命胴衣としての~~小児~~子供のシンボル

~~-710.~~ 救命胴衣は、淡水中に 24 時間沈めた後その浮力が当初の浮力の 5%を超えて減少してはならない。

~~-11.~~ 救命胴衣の浮力は、散粒状物質の使用により得てはならない。

~~-12.~~ 救命胴衣は、**3.3.3**に規定する救命胴衣灯を**3.3.1-5.(6)**及び**3.3.3-1.(3)**の規定を満足する方法で取り付けなければならない。

~~-813.~~ 救命胴衣には、ひもで笛を取り付けなければならない。

~~-14.~~ 救命胴衣灯及び笛は、それらの組合せによりその性能が低減しないよう選択され、救命胴衣に取付けられなければならない。

~~-15.~~ 救命胴衣は、水中で他者が着ているライフジャケットと繋ぐことができる、取り外し可能な浮力のあるひも等の手段を備えなければならない。

~~-16.~~ 救命胴衣は、救助者が着用者を水中から生存艇又は救助艇に収容できるような適切な手段を備えなければならない。

3.3.2 を次のように改める。

3.3.2 膨脹式救命胴衣

膨脹によって浮力が得られる救命胴衣は、2 以上の独立した気室を有し、**3.3.1**の規定を満たすものとし、また、次の要件を満たさなければならない。

(1) 浸水によって自動的に膨脹し、手動による単一操作により膨脹させる装置を備えて

- おり、口によってもそれぞれの気室を膨張させることができること。
- (2) いずれか1個の気室が浮力を失った場合においても、~~3.3.1-25.~~、~~3.3.1-36.~~及び~~3.3.1-47.~~の規定を満たすこと。
 - (3) 自動装置による膨脹の後、~~3.3.1-711.~~の規定を満たすこと。

3.4 イマーシヨンスーツ (LSA コード 2.3)

3.4.1 を次のように改める。

3.4.1 イマーシヨンスーツの一般要件

- 1. イマーシヨンスーツは、防水性の材料でなければならない。
- 2. イマーシヨンスーツは、次の要件を満たさなければならない。
 - (1) イマーシヨンスーツとともに着用する衣類並びに~~-3.~~の要件を満たすためイマーシヨンスーツを救命胴衣とともに着用する場合には、着用する救命胴衣及び口で膨脹させる気室がある場合には、その膨脹を考慮した上で、イマーシヨンスーツは、2分以内に援助を受けることなく、取り出しかつ着用することができること。
 - (2) 2秒間火炎に完全に覆われた後にも、燃え続けず、また、溶け続けないこと。
 - (3) ~~顔を除き、体全体を覆うこと。~~恒久的に取り付けた手袋が備えられていない場合
には、手を覆うこと。を除き、顔以外の体全体を覆うこと。
 - (4) スーツ脚部の自由空気を最小にするか又は減少させる装置を備えること。
 - (5) 4.5m 以上の高所から水中に飛び込んだ後、スーツの中へ水が過度に浸入しないこと。
- 3. ~~3.3 の規定に適合するイマーシヨンスーツは、救命胴衣として差し支えない。~~イマーシヨンスーツ又は救命胴衣とともに着用するイマーシヨンスーツは、次の要件を満たすように、静穏な淡水中で十分な浮力及び安定性がなければならない。
 - (1) 極度の疲労状態又は無意識状態にある者の口を水面から 120mm 以上持ち上げることができること。
 - (2) 着用者がうつ伏せの姿勢から 5 秒以内に仰向けの姿勢になることができること。
- 4. イマーシヨンスーツは、その着用者、又は、救命胴衣とともに着用する場合に、イマーシヨンスーツ及び救命胴衣の着用者が、次を行えるものでなければならない。
 - (1) 少なくとも長さ 5m の垂直なはしごを登ること及び降りること。
 - (2) 船体放棄に関連した通常の任務を遂行すること。
 - (3) 着用者が負傷することなく、また、イマーシヨンスーツ又は取付け物のずれ又は損傷なしに、少なくとも 4.5m の高所から水中に飛び込むこと。
 - (4) 短い距離を泳ぎ、かつ、救命艇及び救命いかだに乗込むこと。
- 5. 浮力を有するイマーシヨンスーツで救命胴衣なしに着用するよう設計されたものには、3.3.3 に規定する灯火及び 3.3.1-14. に規定する笛を取り付けなければならない。
- 6. 浮力を有するイマーシヨンスーツで救命胴衣なしに着用するよう設計されたものは、水中で他者が着ているライフジャケットと繋ぐことができる、取り外し可能な浮力のあるひも等の手段を備えなければならない。
- 7. 浮力を有するイマーシヨンスーツで救命胴衣なしに着用するよう設計されたものは、救助者が着用者を水中から生存艇又は救助艇に収容できるような適切な手段を備えなければならない。
- ~~68.~~ イマーシヨンスーツを救命胴衣とともに着用する場合には、救命胴衣は、イマーシ

ョンスーツの上に着用できなければならない。そのイマーションスーツの着用者は、援助を受けることなく救命胴衣を着用することができなければならない。そのイマーションスーツは、対応する救命胴衣とともに着用することを記載しなければならない。

-9. イマーションスーツは、淡水中に 24 時間沈めた後その浮力が当初の浮力の 5%を超えて減少してはならない。イマーションスーツの浮力は、散粒状物質の使用により得てはならない。

3.4.3 を削除する。

~~3.4.3 浮力要件~~

~~イマーションスーツの着用者、又は、救命胴衣を付けたイマーションスーツの着用者は、淡水中において、5 秒以内に顔を下向きにした姿勢から、顔を上向きにした姿勢にすることができなければならない。~~

3.5 耐暴露服 (LSA コード 2.4)

3.5.1 を次のように改める。

3.5.1 耐暴露服 (AES) の一般要件

-1. 耐暴露服は、防水性のものとし、次の要件を満たさなければならない。

- (1) 少なくとも 70N の固有の浮力を備えること。
- (2) 救助作業及び脱出作業の際、熱応力による危険を少なくするような素材であること。
- (3) ~~頭及び手を除いた体全体を覆うこと。頭、手及び耐暴露服は、~~本会が認めた場合は足、~~それらを除いた、~~体全体を覆うこと。頭及び手の覆いは、耐暴露服に恒常的に取り付けた手袋及びフードとして差し支えない。耐暴露服(AES)と共に使用するのに役立つように手袋及びフードを備えなければならない。
- (4) 取り出し及び着用が、補助を受けることなく 2 分以内にできること。
- (5) 2 秒間、完全に火炎に覆われた後、燃焼又は溶解が持続しないこと。
- (6) 持運び式双方向無線電話装置用にポケットを設けること。
- (7) 少なくとも 120° の水平視界を有すること。

~~-2. 3.3 の規定に適合する耐暴露服は、救命胴衣として差し支えない。~~

~~-3.2. 耐暴露服を着用し、次の要件を満たさなければならない。~~

- (1) 少なくとも長さ 5m の垂直なはしごの上り下り。
- (2) 少なくとも 4.5m の高所から水中に足から飛び込んだ場合において、着用者が負傷しないものであって、耐暴露服又は取付け物が損傷したりずれたりしないこと。
- (3) 少なくとも 25m 泳ぐことができ、救命艇及び救命いかだに乗り込めること。
- (4) 補助なしに救命胴衣を着用できること。
- (5) 船体放棄に関連したすべての任務を遂行し、他の人員を補助し、かつ、救助艇を操船すること。

~~-4.3. 耐暴露服は、3.3.3-1.(3)及び 3.5.1-2.(2)の規定を満たすように 3.3.3 の規定に適合する灯火及び 3.3.1-814.により規定される笛を取り付けなければならない。~~

3.5.2 を次のように改める。

3.5.2 耐暴露服の保温性能要件

耐暴露服は、次の要件を満たさなければならない。

- (1) 固有の断熱性を有しない材料で造られ、暖かい衣類とともに着用しなければならないことを標示すること。
- (2) 標示どおりに着用した者が、水中に飛び込んだ後、5℃の静穏な循環水の中で着用者の体の中心部分の温度が、最初の 30 分経過後から 1 時間ごとに 1.5℃~~以下となら~~以上低下しないような十分な保温性があること。

3.13 救命艇の一般要件（LSA コード 4.4）

3.13.2 救命艇の収容能力

-2.(1)を次のように改める。

- (1) 1 人当たりの平均質量を ~~75kg~~82.5kg とし、すべての者が救命胴衣を着用する場合に、救命艇の推進装置及び艀装品の操作を妨げることなく、通常的位置に着席することができる人数

3.16 自由降下進水式救命艇（LSA コード 4.7）

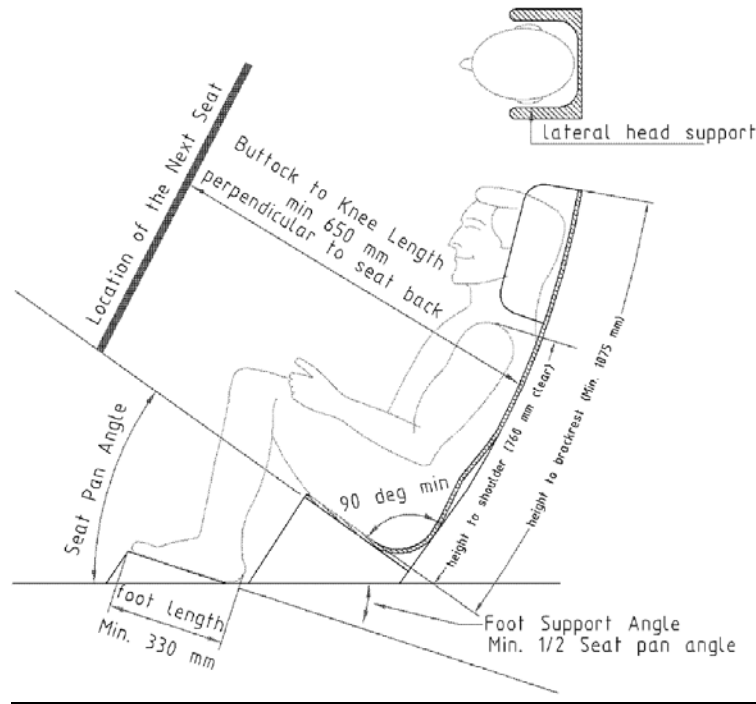
3.16.2 を次のように改める。

3.16.2 自由降下進水式救命艇の収容能力

-1. 自由降下進水式救命艇の収容能力とは、1 人当たりの平均質量を 82.5kg とし、救命艇の推進装置又は艀装品の操作を妨げることなく座席を与えられている人数とする。座席の表面は滑らかで、背中、骨盤及び側頭部を支える全ての接触範囲に少なくとも 10mm の厚さの緩衝材を備えること。また、座席は折畳み式ではなく常に救命艇に固定され、進水時の船体及びキャノピーのいかなる歪みも乗員を負傷させないように備付けること。座席が乗員の肩幅より狭い場合には、座席の配置と構造は、進水時に乗員が負傷することがないよう備付けること。座席間の通路は、甲板から座席の上部まで少なくとも 480mm の幅を有し、障害物が無く、足場には乗員が安全に搭乗できるよう滑り止めが施されていること。それぞれの座席に備える固定装具は、進水時に乗員の体を保持するために生じる張力の下でも速やかに開放できなければならない。

-2. 座席と背もたれの角度は、図 3.2 に示すように 90° 以上とし、座席の幅は ~~430~~480mm 以上とし、~~する~~。背もたれから前方への間隙（臀部から膝までの長さ）は、背もたれから 90° で測定して ~~635~~650mm 以上とする。また、背もたれは、座部から上方に少なくとも ~~1,000~~1,075mm 伸ばさなければならない。座席の肩の高さは、座面から 760mm 以上とする。足置きは、座面の角度の半分以上とし、長さは 330mm 以上とする。

図 3.2 座席の要件



3.19 救助艇 (LSA コード 5.1)

3.19.1 一般要件

-1.を次のように改める。

-1. 救助艇は、本規定による場合及び **3.13.2-2.(1)**の1人当たりの平均質量には **82.5kg** を適用することを除き、**3.13.1-1.**から **3.13.7-4.** (**3.13.6-8.**を除く。)まで、**3.13.7-6., 3.13.7-7., 3.13.7-9., 3.13.7-12.**及び **3.13.9**の規定によらなければならない。ただし、本規定を満足し、試験に合格した救助艇であり、船上におけるその積付け、進水、揚収装置が救助艇のすべての規定に適合するものであれば、救命艇は救助艇として承認されたものを使用して差し支えない。

3.19.3 膨脹型救助艇の追加要件

-5.を次のように改める。

-5. 膨脹型救助艇の浮力は、ほぼ等しい容積の少なくとも5個の独立した気室に区画された1個の主気室又はそれぞれが気室の総容積の60%を超えない2個の独立した気室によらなければならない。次の状態において、正常な気室により救助艇に収容することが認められた人員(1人当たりの質量を ~~75~~**82.5kg** とし、各人が通常的位置に着席したものとする。)を、救助艇の全周に正のフリーボードを維持した状態で、支えることができるように、気室を配置しなければならない。

附 則（改正その 5）

1. この規則は、2010 年 7 月 1 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に船舶に搭載される救命設備又は、施行日前にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され、かつ、少なくとも 50 トン又は全建造材料の見積重量の 1%のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶については、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

安全設備規則検査要領

要
領

2010 年 第 1 回 一部改正

2010 年 4 月 15 日 達 第 32 号

2010 年 2 月 5 日 技術委員会 審議

2010 年 4 月 15 日 達 第 32 号
安全設備規則検査要領の一部を改正する達

「安全設備規則検査要領」の一部を次のように改正する。

改正その 1

2 編 検査

1 章 通則

1.1 一般

1.1.6 の表題を次のように改める。

1.1.6 検査の項目、範囲及び程度の変更並びに一部省略

-3.として次の 1 項を加える。

-3. 規則 2 編 1.1.6-2.でいう「本会が適当と認める場合」とは、本会が特に承認した方法により検査を行う場合をいう。ただし、国際条約に規定される事項又は管轄官庁より指示がある場合については、この限りではない。

附 則（改正その 1）

1. この達は、2010 年 4 月 15 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に申込みのあった検査については、この達による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

2 編 検 査

2 章 登録検査

2.3 として次の1節を加える。

2.3 登録事項の変更

2.3.1 改造検査

-1. 規則 2 編 2.3.1 の適用上、船舶の安全設備を改造する場合に適合すべき要件は、改造の時点で有効な要件のものとすること。「改造の時点で有効な要件」については、本会が特に指示する場合を除き、次のいずれかの日以降に建造開始段階にある船舶に適用される要件とする。ただし、1998 年 7 月 1 日前に建造された船舶について、進水装置を取替えること無しに膨張式救命いかだ以外の救命用の端艇若しくはいかだが取替えられる場合、又はその逆の場合には、救命用の端艇及びいかだ又は進水装置は、取替えられたものと同型のものとしてすることができる。

(1) 当該改造工事に係る契約が結ばれる日

(2) 改造工事に係る契約日が存在しない場合、当該工事と認識し得る工事が開始された日

-2. 規則 2 編 2.3.1 の適用上、ばら積貨物船に改造する場合においては、救命艇及び進水装置を取替える場合を除き、規則 3 編 2.15.1-2 に規定される自由降下式進水救命艇等の要件を適合することを要さない。

附 則（改正その2）

1. この達は、2010 年 4 月 15 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に改造の契約を行った船舶については、この達による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

2 編 検 査

2 章 登録検査

2.1 製造中登録検査

2.1.5 として次の1条を加える。

2.1.5 船上に保持すべき図面等

規則 2 編 2.1.5-4.に規定する証明書については、個々の機器・装置等に対して発行された証明書又は登録検査時に有効な型式証明書等とすること。なお、就航後に本船上の機器・装置等が更新されない限り、これらの証明書を更新することを要しない。

附 則（改正その3）

1. この達は、2010年7月1日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に建造契約*が行われた船舶にあっては、この達による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。
* 建造契約とは、最新の IACS Procedural Requirement (PR) No.29 に定義されたものをいう。

IACS PR No.29 (Rev.0, July 2009)

英文（正）

1. The date of “contract for construction” of a vessel is the date on which the contract to build the vessel is signed between the prospective owner and the shipbuilder. This date and the construction numbers (i.e. hull numbers) of all the vessels included in the contract are to be declared to the classification society by the party applying for the assignment of class to a newbuilding.
2. The date of “contract for construction” of a series of vessels, including specified optional vessels for which the option is ultimately exercised, is the date on which the contract to build the series is signed between the prospective owner and the shipbuilder. For the purpose of this Procedural Requirement, vessels built under a single contract for construction are considered a “series of vessels” if they are built to the same approved plans for classification purposes. However, vessels within a series may have design alterations from the original design provided:
 - (1) such alterations do not affect matters related to classification, or
 - (2) If the alterations are subject to classification requirements, these alterations are to comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are contracted between the prospective owner and the shipbuilder or, in the absence of the alteration contract, comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are submitted to the Society for approval.The optional vessels will be considered part of the same series of vessels if the option is exercised not later than 1 year after the contract to build the series was signed.
3. If a contract for construction is later amended to include additional vessels or additional options, the date of “contract for construction” for such vessels is the date on which the amendment to the contract, is signed between the prospective owner and the shipbuilder. The amendment to the contract is to be considered as a “new contract” to which 1. and 2. above apply.
4. If a contract for construction is amended to change the ship type, the date of “contract for construction” of this modified vessel, or vessels, is the date on which revised contract or new contract is signed between the Owner, or Owners, and the shipbuilder.

Note:

This Procedural Requirement applies from 1 July 2009.

仮訳

1. 船舶の「建造契約日」とは、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。なお、この契約日及び契約を交わす全ての船舶の建造番号（船番等）は、新造船に対し船級登録を申込む者によって、船級協会に申告されなければならない。
2. オプションの行使権が契約書に明示されている場合、オプション行使によるシリーズ船の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。本 Procedural Requirement の適用において、1つの建造契約書に基づく船舶が同一の承認図面によって建造される場合は、シリーズ船と見なす。しかしながら、以下の条件を満たす設計変更にあっては、シリーズ船は原設計から設計変更を行うことができる。
 - (1) 設計変更が船級要件に影響を及ぼさない、又は、
 - (2) 設計変更が船級規則の対象となる場合、当該変更が予定所有者と造船所との間で契約された日に有効な船級規則に適合している、又は設計変更の契約が無い場合は承認のために図面が船級協会に提出された日に有効な船級規則に適合している。オプションによる建造予定船は、シリーズ船の建造契約が結ばれてから1年以内にオプションが行使される場合、シリーズ船として扱われる。
3. 建造契約の後に追加の建造船又は追加のオプションを含める契約の変更がなされた場合、建造契約日は予定所有者と造船所との間で契約変更がなされた日をいう。この契約変更は前 1. 及び 2. に対して、「新しい契約」として扱わなければならない。
4. 船舶の種類の変更による建造契約の変更があった場合、改造された船舶の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で契約変更又は新規契約のサインが交わされた日をいう。

備考：

1. 本 PR は、2009年7月1日から適用する。

3 編 救命設備

3 章 救命設備の要件

3.1 救命設備の一般要件（LSA コード 1.2）

3.1.1 を次のように改める。

3.1.1 一般

-1. 規則 3 編 3.1.1-1.(7)に規定する「極めて見やすい色」とは、強い色彩のみを使用すること。例えば、白色及び灰色のような無彩色は認められない。

-2. 規則 3 編 3.1.1-1.(8)に規定する再帰反射材の取付けについては、IMO 総会決議 A.658(16)を参照すること。

附 則（改正その 4）

1. この達は、2010 年 7 月 1 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に船舶に搭載される救命設備又は、施行日前にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され、かつ、少なくとも 50 トン又は全建造材料の見積重量の 1%のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶については、この達による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。